Client Alert

2019 年 4 月号（Vol.64）

1. はじめに
2. 知的財産法：個人情報保護委員会への漏えい時報告方法の変更／IPA によるサイバーセキュリティ関係文書の公表
3. 競争法／独禁法：カルテル・談合への執行を強化する独禁法改正案が閣議決定
4. エネルギー・インフラ：洋上風力促進小委員会の中間整理案
5. 労働法：退職金等について労契法 20 条の不合理性を認めた裁判例
6. 会社法：経済産業省、「『グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針（仮）』の案について」を公表
7. 危機管理：日本版司法取引の最新アップデート
8. 一般民事・債権管理：違法な仮差押申立てを理由とする損害賠償請求において逸失利益の相当因果関係を否定した最高裁判決
9. M&A：買収防衛のための弁護士報酬の支払いについて、善管注意義務違反を否定した裁判例（東京高判平成 30 年 5 月 9 日）
10. ファイナンス・ディスクロージャー：東証、現在の市場構造を巡る課題（論点整理）を公表
11. 税務：「企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引」の改訂
12. 中国・アジア（中国）：中国の「外商投資法」
13. 新興国（チリ）：贈収賄罪に関するチリの刑法の改正
14. 国際訴訟・仲裁：ICC 仲裁・ADR 委員会による建設仲裁の効率的なマネジメントに関するレポート

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2019 年 4 月号（Vol. 64）を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

2. 知的財産法：個人情報保護委員会への漏えい時報告方法の変更／IPA によるサイバーセキュリティ関係文書の公表

今回は、個人情報とサイバーセキュリティ関係の 3 月のアップデートをまとめます。

・個人情報保護委員会への漏えい時報告方法の変更

2019 年 3 月 27 日から、個人情報保護委員会に対する漏えい等事案の報告は、FAX 又は郵送による提出方法から、報告フォームへの入力による方法に変更となりました。実務上の対応にあたっては、以下のリンクにあるフォームを使うこととなります。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/

・経産省と IPA による「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver.2.0 実践のためのプラクティス集」公表

経済産業省と独立行政法人情報処理推進機構（IPA）は、2017 年 11 月にサイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver.2.0 を発行し、当該ガイドラインは、実務上も広く参照されています。もっとも、ガイドライン記載の「重要 10 項目」の記載は抽象的であるため、今般公表された実践のためのプラクティス集は、具体的な対応のための参考資料として、実務上参考になるものです。

https://www.ipa.go.jp/security/fy30/reports/ciso/index.html

・IPA による「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン第 3 版」の公表

IPA は、2 年 4 ヶ月ぶりに、「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」を改訂しました。「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」の改訂及び中小企業等を対象としたクラウドサービスの充実化等の環境変化を受けた改訂がされており、中小企業のサイバーセキュリティ対策の実務上の参考となるものです。

https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/sme/guideline/

パートナー 小野寺 良文
☎ 03-5223-7769
✉ yoshifumi.onodera@mhmjapan.com
パートナー 田中 浩之
☎ 03-6266-8597
✉ hiroyuki.tanaka@mhmjapan.com

3. 競争法／独禁法：カルテル・談合への執行を強化する独禁法改正案が閣議決定

2019 年 3 月 12 日、独禁法の改正法案が閣議決定されました。改正法案は、平成 29 年に公正取引委員会（公取委）が公表した独占禁止法研究会の提言を踏まえ、課徴金制度を見直すものです。課徴金制度の見直しは、①公取委の調査に協力するインセンティブを高める仕組みの導入、②違反行為の実態に応じた課徴金を課せるようにすること、という 2 つの方針に基づいています。不当な取引制限に対する課徴金制度について、現行法と改正法案の内容を比較すると、以下のとおりです。

	現行法	改正法案
算定期間	・違反行為終期から遡って 3 年 ・除斥期間は 5 年	・違反行為終期から遡って 10 年 ・除斥期間は 7 年
算定基礎	違反対象商品・役務の売上額	左記に加え、違反行為により不当利得が生じている以下のものを追加 ・対象商品・役務を供給しないことの見返りとして受けた経済的利得

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

		・対象商品・役務に密接に関連する業務によって生じた売上額 ・違反事業者から指示や情報を受けた一定のグループ企業の売上額
算定率	・原則 10%とするが、中小企業と一部業種については低い算定率を適用 ・早期離脱者には算定率を軽減 ・繰り返しの違反者と主導的事業者には算定率を割増	・中小企業算定率の適用対象を限定し、業種別算定率は廃止 ・早期離脱者への軽減算定率を廃止 ・割増算定率の適用対象を拡大 ・主導的役割の類型を追加 ・繰り返し違反の適用対象を整理
減免制度	・申請のタイミング（調査開始の前後）と申請順位により 100%、50%、30%を減免 ・最大 5 社まで（調査開始後の申請者は 3 社まで）	・申請のタイミング（調査開始の前後）と申請順位により 100%、20%、10%、5%、追加で、協力度合いにより、最大 40%（調査開始前）または 20%（調査開始後）を減免 ・申請事業者数の制限なし

このように、改正法案は、課徴金額の上限が拡大される一方、公取委に対する協力の度合いにより課徴金が比較的柔軟に減額されるものとなっているため、公取委の執行が強化されているといえます。

これに対し、外部の弁護士との相談に係る法的意見等についての秘密を実質的に保護し、適正手続を確保する観点から、公取委は、改正法に併せ、規則・指針等により、不当な取引制限の行政調査手続を対象とするいわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権に相当する制度を整備するとしています。その概要は、不当な取引制限に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記載した文書で、一定の要件を充たすことが確認されたものは、公取委の担当官がアクセスすることなく、速やかに事業者に還付するというものです。

以上は、従来の不当な取引制限に関する実務を大きく変更するものであり、違反行為を発見した企業には、弁護士を活用した、徹底した内部調査に基づく迅速な調査協力が、従来以上に強く求められることになります。改正法案の成立のタイミングはなお不透明ですが、関連規則・指針の改正と併せて注視すべきといえます。

パートナー　宇都宮　秀樹
☎　03-5223-7784
✉　hideki.utsunomiya@mhmjapan.com

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

4. エネルギー・インフラ：洋上風力促進小委員会の中間整理案

2019 年 3 月 20 日、洋上風力促進ワーキンググループ・洋上風力促進小委員会（「小委員会」）の第 4 回合同会議が開催され、小委員会の中間整理案[1]が提示されました。同案では、(1) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（「本法」）の運用に係る基本方針が示されているほか、(2) 促進区域の指定に関し、①促進区域の指定の基準の具体化、②促進区域の指定手続の具体的な運用方法が、また、(3) 公募による事業者選定に関し、①公募占用指針に記載すべき事項、②公募時に国が提供すべき情報、③事業者選定のための審査・評価方法、④公募の具体的なスケジュール、⑤公募の競争性を確保するための方策がそれぞれ整理されています。

(1) に関しては、中長期的な洋上風力の導入拡大につき、2030 年度までに運転が開始されている区域を 5 区域とすることを KPI としつつ、この KPI（5 区域）は上限ではないことを確認の上、「当面は、エネルギーミックスや KPI の実現を念頭に、国民負担を抑制しつつ、地域関係者の理解を前提とした最大限の導入に、継続的に取り組むべき」とされている点がポイントといえます。

次に、(2) に関してはまず、候補となる海域が本法 8 条 1 項 1 号から 6 号までの基準に適合するかどうかを判断する際の具体的な考え方や確認の視点が示されています。実務上重要な点としては、「相当程度の出力」（1 号関係）や大型船舶が頻繁に通航するような海域からの「離隔距離」（2 号関係）につき、中間整理案では具体的な数値基準は示されていないこと、既知港湾の整備については、複数案件、複数事業者を想定した上で検討すべきとされていること（3 号関係）、系統接続費用が事業性確保に支障を来すほど高額である場合には、系統接続が「適切に確保」できる見込みがないものとされる可能性があること（4 号関係）、「漁業への支障」の有無の確認は、洋上風力発電と漁業との協調・共生についての観点も踏まえて行う旨が明記されたこと（5 号関係）等が挙げられます。また、促進区域の指定プロセスの具体的な運用方法や想定スケジュールも示されており、国による既知情報の収集から促進区域の指定に至るまで最低でも 10 ヶ月程度は要する見込みが示されている点には、特に留意が必要でしょう。

事業者においてもっとも関心が高い項目と思われる (3) については、「最低入札価格÷提案価格×120 点によって価格点を評価し、当初は価格と事業実現性を 1:1 で評価する。」とする「加算方式」を基本として検討すべきとした上で、事業実現性に関する要素の配点案や失格要件が示されています。また、発電設備の出力の量につき促進区域の指定時に決められた出力（系統容量）から±20%の範囲で事業者の裁量を認めるのが適切とされている点や、国内に法人格を有することを参加資格とすべきとされていること、発電設備の撤去に関し、第三者の保証等撤去を確実に担保するための方策を義務付けるべきとしつつも、その詳細や撤去の範囲については今後の検討に委ねられていること、事業実施期間を 20 年以上とし FIT 認定期間外の事業を継続する前提の公募占用計画も可能とされていること等も事業者にとっては重要な点といえるでしょう。そして、公募

[1] https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/pdf/004_02_00.pdf

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

の具体的なスケジュールについては、公募占用指針の公示から事業者が公募占用計画を提出するまでの期間につき、「原則として 6 ヶ月程度を目安」とし、その後の審査及び評価の期間は合わせて 5 ヶ月～とされていることや、公募の期間中、事業者が地元の関係者と接触してはならないこととするのが適切であるとされている点も、実務上重要といえます。

中間整理案には、上記にて整理した点以外にも、一般海域における洋上風力案件の事業性等を検討する上で重要な点が多数含まれておりますので、関連する事業者においては、その内容を精査・理解し、不明点や不都合点の解消に努めることが不可欠といえるでしょう。

パートナー　小林　卓泰
☎　03-5223-7768
✉　takahiro.kobayashi@mhmjapan.com
アソシエイト　久保　圭吾
☎　03-6266-8975
✉　keigo.kubo@mhmjapan.com

5.　労働法：退職金等について労契法 20 条の不合理性を認めた裁判例

同一労働同一賃金は働き方改革の大きな柱の一つですが、既に、無期契約社員と有期契約労働者との間で、不合理に労働条件を相違させてはならない旨を定める労働契約法 20 条（2020 年 4 月より、短時間・有期雇用労働法 8 条）を根拠として様々な裁判例が出されています。中でも、2018 年 6 月 1 日に出た 2 つの最高裁判例（長澤運輸事件・ハマキョウレックス事件）は、同条の解釈に大きな影響を与え、いわゆる同一労働同一賃金ガイドラインにも同判決の解釈が盛り込まれています。その後も、実務上着目すべき裁判例が出されておりますが、2019 年 2 月 20 日に出された高裁判決もその 1 つです。

同事件は、地下鉄の駅構内にある売店にて販売業務に従事している有期雇用労働者と正社員との間における賃金等の労働条件の差異が問題となった事件です。原審では、原告である有期雇用労働者と正社員を一般的に比較した上で、業務の内容及びその業務に伴う責任の程度に大きな相違があり、職務の内容及び配置の変更の範囲にも明らかな相違があるとの認定を前提に、残業手当を除くすべての労働条件の差異について、不合理性を否定していました。これに対し、控訴審では、比較対象となる正社員を売店業務に従事している正社員に限定した上で、残業手当に加え、住宅手当、褒賞、退職金についても、正社員と契約社員との相違が不合理である旨判示しました。

このうち、特に注目されるのは、控訴審が、退職金について、契約社員に対して支給していない取扱いを不合理であると判断した点です。判旨は、退職金の複合的性格を踏まえると、一般論として無期契約労働者に退職金制度を設け、有期契約労働者に対しては同制度を設けないとする制度設計それ自体は人事施策上一概に不合理ではないとしたものの、本件では、有期契約労働者について、原則として、契約が更新されて長期間にわたる勤務が予定されていること、一部有期契約労働者が職種限定社員に名称変更さ

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

れた際に無期契約労働者となり退職金制度が設けられたことに着目し、長期間勤務に対する功労褒賞的性格を有する部分に係る退職金（複合的な性格を考慮しても、正社員と同一基準で算出した額の少なくとも 4 分の 1）すら一切支給しないことは不合理と判断しました。

これまで、退職金については、経営判断に基づく使用者の裁量が大きいことから、労働契約法 20 条不合理性が認められにくい項目と言われており、同一労働同一賃金ガイドラインでもその取扱いについては言及されていませんでした。実際、多くの企業においても、有期雇用労働者に対して退職金を支給しない旨の規定が設けられていますが、本裁判例は、今後の労働契約法 20 条（及び短時間・有期雇用労働法 8 条）の解釈にあたって一定の影響を与え得るものと思われます。

なお、直近の裁判例の中では、有期雇用労働者に対する賞与の不支給を不合理と判示した裁判例（大阪高判 2019 年 2 月 15 日）も出ており、こちらも併せて注目する必要があります。

パートナー　荒井　太一
☎　03-5220-1853
✉　taichi.arai@mhmjapan.com
アソシエイト　南谷　健太
☎　03-6266-8540
✉　kenta.minamitani@mhmjapan.com

6.　会社法：経済産業省、「『グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針（仮）』の案について」を公表

経済産業省は、2019 年 3 月 15 日、「『グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針（仮）』の案について」（本案）を公表しました。

本案は、経済産業省のコーポレート・ガバナンス・システム研究会（CGS 研究会）において検討されてきた事項を取りまとめ、企業グループの経営を行う企業（グループ企業）における、グループ全体の企業価値向上を図るためのガバナンス（グループガバナンス）の在り方について企業実務の指針を示すとともに各社の取り組みを紹介するものです。

本案の対象事項は多岐にわたりますが、主な項目は、以下のとおりです。

①　グループ設計の在り方

i.　子会社への権限委譲の程度を、子会社の迅速な意思決定の必要性と、子会社への権限移譲が効率的な組織運営やグループ本社によるモニタリング強度に与える影響とを踏まえて決定すること

ii.　グループ本社の取締役会における報告事項や付議事項の範囲等を、グループ全体のガバナンスの実効性確保と子会社の迅速な意思決定との両立の観点から検討すること

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

iii. 業績評価に基づく子会社経営トップの人事・報酬決定に関与することで、グループ本社が子会社の管理・監督を行える仕組みを構築すること

② 事業ポートフォリオマネジメントの在り方

i. 不採算事業からの撤退や成長分野への新規投資に関する基準を設定し、その検討主体及びプロセスを明確化することで、グループ全体での事業ポートフォリオマネジメントの仕組みを構築すること

ii. グループ全体での事業ポートフォリオマネジメントの仕組みにつき、グループ本社取締役会が構築を主導し、適切な運用を監督すること

iii. 事業評価をグループ全体で一元的に行うための仕組みを導入すること

③ グループ内部統制システムの在り方

i. グループ本社取締役会が、子会社の内部統制システムの構築・運用状況の監督を行うこと

ii. グループ全体の内部統制システムの監査につき、親会社及び子会社の監査役等（監査役、監査等委員会又は監査委員会）が連携し効率的に行うこと

iii. グループ本社への報告基準の具体化・明確化や IT を用いたデータインフラの導入等を通じて、経営情報管理の一元化を行うこと

④ 子会社経営陣の指名・報酬の在り方

i. 情報の一元化及び計画的な人材育成の仕組みの構築によって、グループ全体における統合的な人事管理（評価・配置等）を可能とすること

ii. インセンティブ報酬の設計にあたってグループ全体にかかる経済指標を用いる等、グループ全体としての経営戦略を念頭に置いた統一的な報酬政策を構築すること

⑤ 上場子会社の在り方

i. ①上場子会社維持の合理的理由、及び、②上場子会社のガバナンス体制の実効性確保について、親会社取締役会において審議検討を行うとともに、投資家への情報開示を進めること

ii. 上場子会社における独立社外取締役の選任にあたり、親会社の出身者を除く等、親会社からの独立性を保持すること

iii. 上場子会社の指名・報酬委員会の親会社からの独立性の確保について留意すること

各企業においては、コードを踏まえたガバナンスの実効性強化の取り組みが進められているところ、今後、さらに踏み込んだグループガバナンスの強化に向けた取り組みを検討することが求められていくと考えられます。本案は、グループ企業における今後の実務への示唆に富んだ内容となっているため、各企業としては、その内容を注視することが必要です。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

＜参考資料＞
経済産業省：第 15 回 CGS 研究会（コーポレート・ガバナンス・システム研究会）第 2 期（2019 年 3 月 15 日）
https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/cgs_kenkyukai/02_015.html

パートナー 石井 裕介
☎ 03-5223-7737
✉ yusuke.ishii@mhmjapan.com
アソシエイト 香川 絢奈
☎ 03-5220-1847
✉ ayana.kagawa@mhmjapan.com

7. 危機管理：日本版司法取引の最新アップデート

2019 年 3 月 1 日、東京地裁は、日本において初めて司法取引制度が適用された不正競争防止法違反事件（外国公務員への贈賄）において、大手発電機器製造業者の元執行役員及び元部長に対して、それぞれ、懲役 1 年 6 ヶ月・懲役 1 年 4 ヶ月（いずれも執行猶予 3 年）の有罪判決を言い渡しました。

かかる判決によれば、同事件では、大手発電機器製造業者がタイ王国において遂行していた火力発電所建設工事に関して、火力発電所建設関連部品を積載したはしけ 3 隻を仮桟橋に接岸させて貨物を陸揚げするにあたり、現地公務員から許可条件違反となる旨指摘され、貨物を陸揚げできなかったことから、同社の元執行役員及び元部長は、元取締役ほか数名と共謀の上、正規の手続きによらずに許可条件違反を黙認して接岸を禁じない等の取り計らいを受けたいとの趣旨で、現金 1,100 万タイバーツ（当時の円換算 3,993 万円相当）を供与した等と指摘されています。かかる事件において、東京地検特捜部は、元取締役、元執行役員及び元部長 3 名を在宅起訴する一方で、上記大手発電機器製造業者との間で、捜査協力の見返りに起訴を見送る司法取引に合意し、法人としての同社は不起訴処分としていました（なお、元取締役については、元執行役員及び元部長の手続きから分離されており、現在も審理中であると思われます。）。

司法取引制度は、2018 年 6 月 1 日からその運用が開始されました。上記事件に続き、2018 年 12 月に大手自動車会社の元代表取締役会長が金融商品取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）で起訴された事案においても、司法取引制度が適用されたと報道されています。

司法取引制度については、2019 年 2 月 20 日、検事総長が「有用性は明らかだ。」とコメントした旨が報道されており、今後も活用されることが想定されるため、企業としても不正や不祥事が生じた場合には司法取引制度の存在を念頭に置いた対応をとる必要があります。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

パートナー 藤津 康彦
☎ 03-6212-8326
✉ yasuhiko.fujitsu@mhmjapan.com
アソシエイト 塚田 智宏
☎ 03-6213-8115
✉ chihiro.tsukada@mhmjapan.com

8. 一般民事・債権管理：違法な仮差押申立てを理由とする損害賠償請求において逸失利益の相当因果関係を否定した最高裁判決

最高裁は、2019 年 3 月 7 日、違法な債権仮差押申立てにより、仮差押命令の債務者（X 社）が、第三債務者である取引先大手百貨店（A 社）との取引が行われなくなり逸失利益の損害を被ったとして、X 社が債権者（Y 社）に対して損害賠償請求をした事案で、当該仮差押申立てと逸失利益の損害との間に相当因果関係はないと判断しました。

原審（大阪高裁）は、①本件仮差押命令申立ては、当初からその保全の必要性が存在しないため違法であり、X 社に対する不法行為に当たると認定した上で、②本件仮差押申立てがなされなければ、X 社は、A 社との取引によって少なくとも 3 年分の利益を取得することができたと判断しました。

最高裁は、上記①は維持しつつ、上記②については、以下の(1)(2)の理由から判断を覆し、本件仮差押命令と逸失利益との間に相当因果関係はないと判断しました。

(1) 以下の事情から、本件仮差押命令後も X 社と A 社との間で従前と同様の取引を行うことは具体的に期待できないこと
- X 社と A 社との間に継続的な商品売買取引の合意はなかったこと
- 取引期間中（約 1 年 4 ヶ月）の実際の取引は 7 件にとどまり、4、5 ヶ月間取引が行われなかったこともあること

(2) 以下の事情から、本件仮差押命令によって X 社と A 社の取引が行われなかったわけではないこと
- 仮差押命令及びその執行は新たな取引を妨げるものではないこと
- 本件仮差押命令が A 社に送達された 5 日後に、執行が取り消され、A 社にも通知されたこと
- A 社は、X 社との取引を行わない理由として本件仮差押命令の執行を挙げていないこと

債権回収に際して債務者の財産を保全する手段として、債務者が有する売掛金債権等の仮差押えが有用な場合があります。但し、違法な仮差押申立てによって第三債務者である取引先との間で信用不安が生じ、債務者の営業活動に支障をきたした場合には、本件のように損害賠償請求をされる可能性があるため、実務上、債務者の資力その他保全の必要性を慎重に検討した上で仮差押申立てを行うかを判断する必要があります。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

本最高裁判決は、具体的事実関係に沿って仮差押申立てと逸失利益との間に相当因果関係がないとの判断をしましたが、高裁段階では異なる判断がされていた点にも留意して、売掛金等の仮差押申立てに際しては、本判決を参考に申立てによる債務者への影響を検討する必要があるといえます。

パートナー　山崎　良太
☎　03-5223-7790
✉　ryota.yamasaki@mhmjapan.com
アソシエイト　山口　みどり
☎　03-6213-8170
✉　midori.yamaguchi@mhmjapan.com

9.　M&A：買収防衛のための弁護士報酬の支払いについて、善管注意義務違反を否定した裁判例（東京高判平成 30 年 5 月 9 日）

東京地裁は、2017 年 11 月 22 日、支配権が争われていた X 株式会社（JASDAQ 上場）が、買収防衛のために複数の法律事務所に法律事務を委任し報酬を支払った行為について、当該行為を X を代表して行った X の元代表取締役 Y（支配権争いの結果解任）の善管注意義務違反を認め、X の Y に対する損害賠償請求を認容しましたが、東京高裁は、2018 年 5 月 9 日、上記原判決を取り消し、X の Y に対する請求を棄却する判決を言い渡しました。

東京高裁は、①旧経営陣である Y らと経営権を争った株主 A のグループ企業が、X の事業存続に不可欠な資産について競売の申立てを行った結果、X の対外的な信用が毀損されたことに関し、A が X の対応を批判する等していたこと、②A らを実質的に支配する人物は反社会的勢力との接点もささやかれていた人物であること、③Y は、買収防衛のために複数の法律事務所に法律事務を委任した時点で、これらの事実を認識していたこと等を認定し、このような事実関係の下で、Y が買収防衛策を講じようとしたことには相当の理由があると判示しました。

その上で、東京高裁は、上記経営権争いにおいては、風説の流布やインサイダー取引等の金商法違反の有無等複雑な法的論点が多数存在していたことを認め、これらの事項に関し、各法律事務所に買収防衛の観点から法律事務を委任したことは、当時の X にとって必要かつ有益なものであり、その対価役務も提供されていると判示し、経営陣交代後の経営陣から見て結果的に無駄な費用となるのは、いわば経営陣の変更に伴う不可避的な事象に過ぎないとして、Y の善管注意義務違反を否定しました。

本判決は、X の上告受理申立てにより、いまだ確定していませんが、買収防衛に伴う法律事務所への報酬の支払いの善管注意義務違反の有無という珍しい判断を下した裁判例として、実務上の重要性は小さくないものと思われます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

パートナー　大石　篤史
☎　03-5223-7767
✉　atsushi.oishi@mhmjapan.com
アソシエイト　足立　悠馬
☎　03-6266-8997
✉　yuma.adachi@mhmjapan.com

10. ファイナンス・ディスクロージャー：東証、現在の市場構造を巡る課題（論点整理）を公表

東証は 2019 年 3 月 27 日、「現在の市場構造を巡る課題（論点整理）」を公表しました（本公表）。

東証は、2018 年 10 月末に「市場構造の在り方等に関する懇談会」を設置し、また、同年 12 月には市場関係者からの意見募集を実施する等して、現物市場の市場構造の今後の在り方等に係る検討を進めてきました。本公表は、かかる意見募集の結果を踏まえ、現在の市場構造を巡る課題及び市場構造の問題と改善に向けた論点を整理したものです。

本公表においては、現在の市場構造を巡る課題として、①各市場区分のコンセプトが曖昧で、多くの投資者にとって利便性が低いこと、②上場会社の持続的な企業価値向上の動機付けの点で期待される役割を十分に果たせていないこと、③投資対象としての機能性と市場代表性を備えた指数が存在しないことが指摘され、かかる指摘を踏まえて、一般投資者の投資対象としてふさわしい実績のある企業（A 市場）、高い成長可能性を有する企業（B 市場）、国際的に投資を行う機関投資家をはじめ広範な投資者の投資対象となる要件を備えた企業（C 市場）といった新たなコンセプトに基づく 3 市場に編成し、A・C 市場については、ガバナンス体制・流動性・利益水準・市場評価（時価総額）等による上場基準とする一方、B 市場については、成長可能性の高い新興企業への上場機会の提供の観点から、A・C 市場の基準より緩和された上場基準とすること、また、C 市場においては、グローバルな機関投資家の視点等をより強調した基準により選定された銘柄で構成される指数や区分等を検討すべきといった考え方が示されました。

今後は、本公表の内容を踏まえて、上場基準や退出基準等についてより具体的な検討が開始されることが想定され、今後の動向が注目されます。

パートナー　鈴木　克昌
☎　03-6212-8327
✉　katsumasa.suzuki@mhmjapan.com
アソシエイト　森田　理早
☎　03-6213-8124
✉　risa.morita@mhmjapan.com

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

11. 税務：「企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引」の改訂

経済産業省は、中長期の企業価値向上に対応する役員報酬プランの導入を促すため、『「攻めの経営」を促す役員報酬－企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引－』を作成・公表していますが、2019 年 3 月 8 日、同省は同手引の改訂を公表しました。今回の改訂では、主として、以下の Q&A が追加・改訂されました。

- 株式交付信託の税務上の取扱いについて（Q16）
- 事前確定届出給与としてどのような株式報酬が対象となるか（Q17）
- 事前確定届出給与である株式報酬に相当する金銭報酬（ファントム・ストック）を非居住者の役員に交付する場合の損金算入の可否（Q18）
- 病気や非違行為により業績連動給与の一部を支給しない場合の損金算入の可否（Q73）

上記のうち Q16 及び Q17 は、基本的に、従来からの税務上の取扱いを手引上も明記するものです。

これに対して、Q18 は、非居住者の業務執行役員に対して、事前確定届出給与である株式報酬に相当する金銭報酬（ファントム・ストック）を支給する場合、業績連動給与の損金算入要件を満たせば損金に算入できるとの取扱いを示すものです。手引においては、このような場合の業績連動給与の損金算入要件のうち、「他の業務執行役員に対して支給する業績連動給与に係る算定方法と同様のもの」であるか否かの判定については、有価証券報告書等において、

① 居住者役員に付与する職位別の事前確定型株式報酬の数
② 非居住者役員への金銭報酬は居住者役員に付与する株式報酬に相当するものである旨
③ 居住者役員に交付する株数と同じ株数に交付時点（特定譲渡制限付株式については権利確定時点）の株価を乗じた金額の金銭を交付する旨

を記載した上で、交付時点等においてその金銭を非居住者役員全員に交付するものであれば、この要件を満たすものとされています。

Q73 については、病気や非違行為がある場合の報酬の減額に関する算定方法をあらかじめ定めて開示していれば、業績連動給与の一部を支給しなかったとしても、損金算入要件が満たされ得ることが示されました。

＜参考資料＞

『「攻めの経営」を促す役員報酬－企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引－』を改訂しました

https://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190308001/20190308001.html

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

パートナー　大石　篤史
☎　03-5223-7767
✉　atsushi.oishi@mhmjapan.com
アソシエイト　髙橋　悠
☎　03-6266-8954
✉　yu.takahashi@mhmjapan.com

12. 中国・アジア（中国）：中国の「外商投資法」

2019 年 3 月 15 日、中国の全国人民代表大会（全人代）において、外資による中国への投資に関する新たな基本法である「外商投資法」が成立しました。2020 年 1 月 1 日から施行予定の同法は、日本企業を含む外資企業に大きな影響を与える重要な法令となっています。

「外商投資法」は、全 6 章・合計 42 条から成り、「外商投資」、すなわち、外国の自然人、企業及びその他の組織（「外国投資者」）が、直接又は間接的に中国国内において行う投資活動（「外商投資」）に適用されます。主な規定内容としては、外商投資に関し、①投資促進、②投資保護、及び③投資管理等について基本的な方針・枠組みが定められています。

まず、①投資促進及び②投資保護については、それぞれ、(i)各種産業支援策の外商投資企業（外国投資者が出資した企業）への平等な適用や、政府調達における外商投資企業の平等な取扱い、外商投資企業への各種支援策の実施等が定められ、また、(ii)外国投資者・外商投資企業の知的財産権の保護、外国投資者の収益等の国外送金の保障等が規定されています。これらの規定内容の多くは抽象的な内容にとどまりますが、既に、知的財産権の保護に関して、国外からの技術ライセンス契約における国内ライセンシーに有利な取扱いを定めた関連規定（「技術輸出入管理条例」）が改正される等、関係法令の整備が開始されています。また、③投資管理については、ネガティブリストに基づく特定分野に係る投資管理や安全審査制度の構築等が規定されており、これらの制度は既に開始され又は関連規定が存在するものですが、今後さらに整備が進む可能性があります。

さらに、「外国投資法」の制定・施行に伴う重大な変更として、外商投資企業に関する特別法（「外資独資企業法」、「中外合弁企業法」及び「中外合作企業法」）の廃止及びそれに伴う内資企業と同様の組織形態・ガバナンス体制の適用が挙げられます。特に、中国企業と外国企業の合弁会社である中外合弁企業の場合は、中外合弁企業法に基づき、株主総会（株主会）が存在せず、各出資者により選任された取締役（董事）により構成される取締役会（董事会）が最高意思決定機関とされる等、特殊なガバナンス体制が適用されていましたが、同法の廃止により、会社法に基づき株主会の設置が必要となる等、組織機構等に大幅な変更が生じることとなります。既存企業による当該変更については、施行日（2020 年 1 月 1 日）から 5 年間の猶予期間が設けられており、必ずしも直ちに必須となるわけではありません。但し、施行日前に中外合弁企業を設立する場合の対応や、猶予期間中に経営期間の延長若しくはその他の定款変更、又は合併等の組織再編等

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

を行う場合に組織形態の変更を要求されないか等、将来の実務運用が不透明な点が存在しており、今後の関連規定の整備等の動向に注目する必要があります。

パートナー 江口 拓哉
☎ +84-28-3622-2601（ホーチミン）
03-5223-7745（東京）
✉ takuya.eguchi@mhmjapan.com
パートナー 本間 隆浩
☎ 03-6266-8576
✉ takahiro.homma@mhmjapan.com

13. 新興国（チリ）：贈収賄罪に関するチリの刑法の改正

2018 年 11 月 20 日にチリの刑法（Código Penal）に関する改正が施行され、贈収賄罪に関して、私人間の民間贈賄の新設を含め、様々な修正が加えられました。以下、主要な改正ポイントを概説します。

まず、公務員に対する賄賂に関して、賄賂の対象となる利益はこれまで経済的・財務的利益に限られていましたが、今回の改正により、あらゆる種類の利益や便益が賄賂に該当することになりました。

また、外国公務員に対する贈賄に関しては、これまで国際取引における利益の獲得・維持を目的とした贈賄行為に限って処罰されていましたが、今回の改正により、国際取引に限らず、広く国外の経済活動における利益の獲得・維持を目的とした贈賄行為が処罰の対象となりました。

さらに、今回の改正により、私人間の贈収賄が犯罪類型として新設され、入札等における契約の中で、従業員や代理人が、ある相手方をその他の者よりも有利に扱うことの対価として何らかの利益を受け取る等の行為が、収賄罪として罰せられることになりました。また、上記の者に対して贈賄行為をした者も処罰対象とされています。

以上のような贈収賄罪の範囲そのものの拡大に加え、広範な範囲において、処罰内容が厳罰化されました。

上記で紹介した内容に限らず今回の改正では幅広い改正が行われていますが、これらの改正は、贈収賄罪の成立範囲を拡大し、さらに、処罰内容の厳罰化を進めるものです。チリに限らず、世界各国において贈収賄規制の整備や厳格化の動きが見られますが、チリにおいてもその動きが見られています。チリに限らず、世界各地で活動を行う日本企業にとっては、贈収賄防止コンプライアンスが益々重要になってきているといえます。

パートナー 梅津 英明
☎ 03-6212-8347
✉ hideaki.umetsu@mhmjapan.com
アソシエイト 上田 優介
☎ 03-5223-7773
✉ yusuke.ueda@mhmjapan.com

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

14. 国際訴訟・仲裁：ICC 仲裁・ADR 委員会による建設仲裁の効率的なマネジメントに関するレポート

ICC（国際商工会議所）の仲裁・ADR 委員会は、建設仲裁の効率的なマネジメントに関するレポート（「本レポート」）を公表しました。2001 年にも、同委員会は同様のレポートを出していましたが、その後の建設仲裁実務の進化や ICC 仲裁規則の改定を受け、2019 年のアップデートとして策定・公表されたものです。

建設仲裁は、国際仲裁の中でも大きな割合を占める種類の紛争ですが、他の種類の紛争と比較すると、事実及び法的側面でより複雑な論点を有していることが多いこと、多くの文書の検討が必要とされる場合が多いという特徴があります。また、仲裁手続前の紛争解決手続として、Dispute Board 等の手続きが組み込まれていることが多いことも特徴ですが、こうした手続きにより解決されずに仲裁手続に至る場合には、論点が複雑な場合が多く、そのため、他の種類の紛争と比較して、より効率的な仲裁手続のマネジメントが要求されるといえます。

本レポートはこうした背景から、主には建設仲裁に不慣れな仲裁人のためのツール及びテクニックとして、建設仲裁の効率的なマネジメント方法について整理をしていますが、建設仲裁を使う当事者にとっても参考になる内容となっています。

一例として、Case Management Conference（CMC）の項目では、1 番最初の CMC の重要性について強調した上で、以下の点について CMC のアジェンダとすることが検討されるべきとされています。

- 当事者による主張書面及び証拠の提出
- 専門家証人の必要性
- 中間判断等により仲裁手続を分割して進めることの必要性
- サイトビジットの必要性
- 文書のマネジメント
- 翻訳及び通訳について
- 和解等について

上記の点が仲裁の初期段階でしっかり議論されることにより、より効率的な仲裁手続の遂行が可能になるとされています。上記はほんの一例となりますが、本レポートで推奨されているテクニックは 22 項目の多岐に及んでおり、どれも示唆に富む内容となっています。今後、建設仲裁に関与する場合には、本レポート内容を参考にしながら進めることが推奨されます。

パートナー　眞鍋　佳奈
☎　+ 65-6593-9762（シンガポール）
　　03-5220-1829（東京）
✉　kana.manabe@mhmjapan.com

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

セミナー情報

www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー　『2019 年定時株主総会における想定問答作成及び回答のポイント 第 1 回』
  開催日時　2019 年 4 月 8 日（月）14:00～17:00
  講師　奥山 健志
  主催　株式会社プロネクサス

- セミナー　『GDPR 対応の最新実務（雛形解説付）と主要国データ保護規制の最新動向』
  開催日時　2019 年 4 月 8 日（月）13:00～17:00
  講師　田中 浩之
  主催　株式会社経営調査研究会

- セミナー　『契約条項の基本と実務』
  開催日時　2019 年 4 月 8 日（月）13:30～16:30
  講師　小島 冬樹
  主催　株式会社商事法務

- セミナー　『【第 3 の防衛線（内部監査部門）向け】「AML/CFT オーディター（アンチマネロン･オーディター）」』
  開催日時　2019 年 4 月 10 日（水）10:00～17:30（東京）
  2019 年 4 月 17 日（水）10:00～17:30（大阪）
  2019 年 4 月 24 日（水）10:00～17:30（東京）
  講師　小田 大輔
  主催　一般社団法人 金融財政事情研究会

- セミナー　『EPC 契約･建設請負契約の諸論点と実務～国内プロジェクトを念頭に基礎から FIDIC、民法改正まで実践的に解説～』
  開催日時　2019 年 4 月 10 日（水）13:20～16:20
  講師　村上 祐亮
  主催　株式会社日本ナレッジセンター

- セミナー　『2019 年株主総会の重要トピックと議事運営最終チェック ～改訂コーポレートガバナンス・コードへの対応と自社のガバナンス体制を踏まえ見直すべきポイントを整理する～』
  開催日時　2019 年 4 月 11 日（木）13:30～16:30
  講師　奥山 健志
  主催　株式会社商事法務

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

- セミナー　『インバウンド不動産流動化取引の要諦－ストラクチャー設定から法人設立、契約書作成に至るまでの実務の留意点－』
  開催日時　2019 年 4 月 16 日（火）13:30～16:30
  講師　蓮本 哲
  主催　株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー　『民法改正が不動産取引・不動産ファンドに及ぼす影響の総点検』
  開催日時　2019 年 4 月 16 日（火）10:00～12:30
  講師　青山 大樹
  主催　株式会社金融財務研究会

- セミナー　『民法（債権法）改正の概要と実務に及ぼす影響』
  開催日時　2019 年 4 月 18 日（木）14:00～17:00
  講師　青山 大樹
  主催　株式会社プロネクサス

- セミナー　『民法改正による IT 関連契約への影響と留意点～施行まであと 1 年、改正を踏まえた契約書の見直し～』
  開催日時　2019 年 4 月 22 日（月）13:30～16:30
  講師　佐々木 奏
  主催　一般社団法人企業研究会

- セミナー　『民法改正が保険実務に与える影響～業務・取引ごとの改正のポイントと実務対応～』
  開催日時　2019 年 4 月 23 日（火）9:30～12:30
  講師　末廣 裕亮、篠原 孝典
  主催　株式会社セミナーインフォ

- セミナー　『容量市場など激変するエネルギー制度の実務的な留意点、今後の方向性』
  開催日時　2019 年 4 月 24 日（水）14:00～17:00
  講師　市村 拓斗
  主催　株式会社新社会システム総合研究所

- セミナー　『民法改正が LBO ファイナンスに及ぼす影響の総点検』
  開催日時　2019 年 4 月 24 日（水）10:00～12:00
  講師　青山 大樹
  主催　株式会社金融財務研究会

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

- セミナー　『M&A における契約条項の基本と実務』
  開催日時　2019 年 5 月 7 日（火）13:30～16:30
  講師　藤田 知也
  主催　株式会社商事法務

- セミナー　『2019 年定時株主総会における想定問答作成及び回答のポイント 第 2 回』
  開催日時　2019 年 5 月 10 日（金）14:00～17:00
  講師　奥山 健志
  主催　株式会社プロネクサス

- セミナー　『2019 年度独占禁止法基礎講座』
  開催日時　2019 年 5 月 17 日（金）9:30～16:30（大阪）
  2019 年 5 月 24 日（金）9:30～16:30（東京）
  講師　宇都宮 秀樹
  主催　公益財団法人 公正取引協会

文献情報

http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html

- 本　『中国経済六法 2019 年増補版』（2019 年 1 月刊）
  出版社　日本国際貿易促進協会
  著者　射手矢 好雄（編集代表）、石本 茂彦、江口 拓哉、小野寺 良文、康 石、本間 隆浩、森 規光、鈴木 幹太、山口 健次郎、宇賀神 崇、青山 慎一、井上 諒一、原 潔、李 珉、吉 佳宜、姚 珊、崔 俊、胡 勤芳、李 維佳、高 玉婷、解 高潔、蘇 春維、柴 巍、戴 楽天、呉 馳、孟 立恵、楊 天翼（共著）

- 本　『わかりやすい国際仲裁の実務』（2019 年 2 月刊）
  出版社　株式会社商事法務
  著者　関戸 麦

- 本　『エネルギー産業の法・政策・実務』（2019 年 3 月刊）
  出版社　株式会社弘文堂
  著者　伊藤 憲二、市村 拓斗（編著者）

- 論文　「東南アジア M&A における表明保証保険の活用と実務的な留意点」
  掲載誌　旬刊商事法務 No.2190
  著者　小松 岳志、秋本 誠司

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

- 論文　「中国最新法律事情（229）「外商投資法」草案の公表」
  掲載誌　国際商事法務 Vol.47 No.3
  著者　本間 隆浩、森 規光

- 論文　「データの利活用とデータ主体への配慮」
  掲載誌　NBL No.1141
  著者　横山 経通

- 論文　「平成 31 年度税制改正のポイント」
  掲載誌　ビジネス法務 Vol.19 No.4
  著者　酒井 真、緒方 航

- 論文　「知財判例速報　ビジネスモデル特許の発明該当性――知財高判平成 30 年 10 月 17 日」
  掲載誌　ジュリスト No.1530
  著者　田中 浩之

- 論文　「引用(2)――書籍への掲載〔絶対音感事件：控訴審〕」
  掲載誌　別冊ジュリスト 著作権判例百選［第 6 版］ No.242
  著者　増田 雅史

- 論文　「フェア・ディスクロージャー・ルール施行から 1 年 情報管理規程等の整備の実務」
  掲載誌　月刊監査役 No.693
  著者　根本 敏光

- 論文　「入管法改正で押さえておきたい　外国人材受入態勢の整備・検討ポイント」
  掲載誌　企業会計 Vol.71 No.4
  著者　南谷 健太

- 論文　「ヘルスケア関連規制の改正に関する最新動向「薬機法等制度改正に関する取りまとめ」の公表～（後編）」
  掲載誌　会社法務 A2Z 2019 年 3 月号
  著者　岡田 淳、大室 幸子

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

- 論文　「＜事例で鍛える！＞広告審査の着眼点と具体的な修正提案」
  掲載誌　ビジネス法務 Vol.19 No.5
  著者　松田 知丈、嶋村 直登

- 論文　「税法上の年齢要件の改正まとめ」
  掲載誌　税務弘報 Vol.67 No.4
  著者　山川 佳子

- 論文　「バブル崩壊」
  掲載誌　法学教室 No.463
  著者　野村 修也

- 論文　「弁護士が精選！重要労働判例ー第 197 回　クロスインデックス（残業承認制度の下での、承認を得ない時間外労働の割増賃金請求）事件」
  掲載誌　WEB 労政時報
  著者　川井 悠暉

- 論文　「The Legal 500: Banking & Finance 2nd Edition Country Comparative Guide - Japan Chapter」
  掲載誌　The In-House Lawyer
  著者　江平 享、湯川 昌紀

- 論文　「International Comparative Legal Guide to: Enforcement of Foreign Judgments 2019 - Japan Chapter」
  掲載誌　International Comparative Legal Guide to: Enforcement of Foreign Judgments 2019
  著者　金丸 祐子、辰野 嘉則

NEWS　http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html

- Chambers Japan Awards にて受賞しました

  Chambers & Partners が主催する Chambers Japan Awards 2019 の授賞式が、2019 年 2 月 26 日に開催され、当事務所は Finance Law Firm of the Year および Projects & Energy Firm of the Year を受賞しました。また、個人では石綿 学 弁護士が Outstanding Achievement Award を受賞しました。

- Global Law Experts（GLE）にて高い評価を得ました

  Global Law Experts（GLE）において、澤口 実 弁護士が Corporate Governance Lawyer of the Year in Japan – 2019 に選ばれました。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

- Who's Who Legal: Data 2019 - Information Technology Analysis にて高い評価を得ました

  Who's Who Legal: Data 2019 - Information Technology Analysis において、当事務所が LEADING FIRM として選ばれ、小野寺 良文 弁護士（Global Elite Thought Leaders）と増島 雅和 弁護士が高い評価を受けました。

- Expert Guides 2018: The World's Leading Lawyers Chosen by their Peers にて高い評価を得ました

  Euromoney が発行する Expert Guides 2018: The World's Leading Lawyers Chosen by their Peers において、小野寺 良文 弁護士が選ばれました。

- 市村 拓斗 弁護士が経済産業省 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会「脱炭素化社会に向けた電力レジリエンス小委員会」委員に就任しました

- 梅津 英明 弁護士が IBA（国際法曹協会）主催 国際会議「6th Asia Pacific Regional Forum Biennial Conference: Unified Asia」共同議長を務めました

- 増島 雅和 弁護士が特許庁 知的財産国際権利化戦略推進事業 有識者委員会委員に就任しました

- 増島 雅和 弁護士が総務省 AI インクルージョン推進会議委員に就任しました

- 下瀬 伸彦 弁護士が一般社団法人ジェイエイバンク支援協会 理事に就任しました

- 岡田 淳 弁護士が委員を務める経済産業省「AI・データ契約ガイドライン検討会」の取組みが、JDMC が主催する「データマネジメント賞」において特別賞を受賞しました

（当事務所に関するお問い合せ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.